

# 中小企業問題の展望

竹内正己

対外的自由化は、対内的には独占強化のための不自由化政策を強めることとなったが、中小企業に対しては合理化、近代化をはばむという理由でカルテル征伐が行われようとしている。中小企業に対してのみ自由経済の競争原理が要求されるとなると、その再編整理は一層急速に進展することとなろう。政府は産業構造政策の一環として中小企業問題を取上げているというが、その意味するものは何であろうか、中小企業問題の展望を試みながら現段階における問題点をさぐってみよう。

## 1. 問題の背景

産業構造上の問題として中小企業が取上げられだしたのは戦後ことに昭和30年代の高度成長過程に入ってからであるといえるが、先づ順序として、従来中小企業問題がどのような形で取上げられてきたかについて簡単に触れておこう。

今日いわれるような意味での中小企業問題の発生は、いうまでもなく、日本経済が独占段階に入ってからである。即ち第一次欧州大戦後から昭和初期にかけての恐慌時に中小企業の窮乏が大きい問題となっており、中小企業（中小工業）という概念もその当時生れている。それ以前においては、明治初期に、移植導入された近代産業と在来産業との関係の問題として、或は輸出産業や地方産業の問題として、中小工業が問題となったことはあるが、それは必ずしも今日いう意味での中小企業問題ではなかった。日本経済は産業革命を経て、明治の末年には独占段階に入るが、この過程で日本では、欧米におけるような近代産業による在来諸産業、工場制工業によ

る手工業の徹底的な掃蕩や両者の対立抗争もなかったかわりに、これら  
在来産業部門や手工業部門の自からの正常な展開発展もみられなかった。  
このことは日本経済発展における一つの特色であり、ために中小企業問題  
はその発生の当初から、ほとんど常に中と小が切り離されることなく中小  
企業概念のうちに包摂されて中小企業問題という形で登場してきている。  
その原因はいうまでもなく、日本の産業革命が、国の強力な保護育成  
政策のもとで移植導入された近代産業部門を中心として行われたため、  
自からの胎内で近代産業が自生し発展するという形をとらなかったことに  
ある。欧米諸国が経験した諸過程を短期間に圧縮するため一方で近代産業  
の強力な保護育成政策がとられたのに対して、在来産業部門は農業と共に  
その犠牲を蒙ったわけで、そこには資本蓄積における極端なアンバランス、  
集中と分散、二極集中の二重構造をもつ産業構造が形成されることとなっ  
た。ために国の手厚い保護を受けて発展した企業のほかはすべて十把一か  
らげにして中小企業概念の中に包摂される形になったともいえる。従っ  
て在来産業や一般軽工業部門は商業資本の支配を受けながら、輸出産業と  
して、或は内需の充足や雇用吸収の場として国民経済的には極めて重要な  
役割を果たしてきたにもかかわらず、自からの展開をはばまれたまま独占  
段階に入ることとなった。このことが西欧におけるような意味での中小工  
業問題の発生をみなかった原因であり、日本の中小企業問題が当初から、  
独占、非独占の大資本と中小資本との対抗、或は前者による後者の直接間  
接の支配、従属の問題として意識されねばならなかった原因でもある。

そして、また、中小企業が輸出産業として或はまた問屋下請的存在とし  
て大資本との直接的な結びつきを持たないままで存在している間は、それ  
がいかに国民経済的にみて重要な役割を果たしていようとも大資本の直接  
の関心の対象とはならなかったし、国の政策の対象としても極めて薄い関  
心しか払われなかった。従って中小企業対策といえば恐慌時における事後  
的な救済策が主たる施策となったに過ぎず、輸出においても積極的な市場

開拓ではなく、過当競争と粗製濫造防止のための取締りが主たる施策となったに過ぎなかった。従って、もし、戦前において、中小企業が国民経済的な観点から産業構造上の問題として取上げられたことがあったとすれば、それは戦時経済時代においてであったといえる。戦争遂行という目的から、戦時動員と生産力拡充のために中小企業の再編整理が問題とされ、その限りにおいて中小企業を国民経済の総体過程との関係で問題としなければならなかったからである。

しかしこの過程で、政策意識とは別に、日本資本主義の特殊性の究明と関連して、中小企業の役割や存立形態が問題とされ、問屋制・下請制が重要な論議の対象となり、また研究の対象となったことは注目されてよい。それは、一見戦争経済とは無関係の問題のようにみえるが、時局的問題としての輸出の伸長、転失業問題とならんで、軍需工業の下請再編が、戦時経済遂行にとって不可欠の課題となったからであり、中小企業の存立形態の問題も決して戦争とは無関係ではなかったといえる。そしてこの時における下請制をめぐる小宮山氏と藤田氏との見解の対立点は、戦後の下請系列問題の展開にまで持ちこされることとなった。従って下請制を問題とする限り、この時の論争にまでさかのぼって問題の理解を深めることが必要となるであろう。

戦後の混乱期、占領政策のもとでとられた一連の民主化政策下における「変則的な自由」のもとにあっては、「身軽な中小企業」の復活簇生をみ、外見的には「中小企業時代」を現出したといえる。そのような背景のもとに中小企業庁が発足したが、復金融資に支えられた傾斜生産方式によるインフレ昂進と、それに引続くドッジ・ラインによる安定恐慌、朝鮮動乱ブームとその反動不況のもとで、急速な独占復活とその支配強化が進展し中小企業の窮乏化が問題となり、中小企業問題は再び独占との関係において取上げられるようになった。しかも独占復活の過程が、対米従属経済のもとで進展したため、中小企業論が民族資本論と結びついたり、中小企業

者の反独占的性格，被収奪者としての立場のみが強調され，中小企業者と労働者との同盟・提携すら叫ばれたこともあった。しかし反独占といっても，独占に従属しながら労働者を収奪しているという中小企業の二重性格を考えるならば，このような論議が誤りであることは明らかであり，昭和30年代にはこのような問題のたて方をする者はなくなったといえる。

昭和30年代にはいって，中小企業を取巻く環境には大きい変化が起こり，それにつれて，大企業の中小企業への直接的関心がたかまり，政府の施策も，消極的・救済的なものから，積極的・振興的なものへとかわっていった。何故そうならざるをえなくなったかについては，次項でのべるが，一言にしていえば，二重構造の存在，格差の存在を前提とし，それを利用することによって成長を遂げてきた日本経済は，そのことの故に生じた一層の格差増大のために次の飛躍的發展がはばまれるようになったからであり，また今まで可能であった格差利用の成長方式を取りえない幾多の条件が生れてきたからである。即ち昭和30年代以降における急速な技術革新の受入れ，国際的諸環境の変化や需要構造並びに労働力基盤とその需給構造における基本的変化等がそれであり，中小企業の存立条件に大きい変化が生じたばかりでなく，大企業自からが格差縮小を自からの問題として取上げざるをえなくなったからである。それにつれて政府の中小企業への関心の度合い，関心の側面も次第に変わってきたし，中小企業研究においても，それが産業構造との関連で取上げられるものが増えてきた。

## 2. 産業構造政策としての中小企業政策の登場

中小企業は広汎な層を含んだ混沌たる全体であって，対独占体との関係においては，共通の問題をもっているにしても，問題の現われ方は階層により，また業種業態によってことなるし，問題の所在ということになれば，従来から存在する問題もそのまま残されているであろう。しかし既述のように，政府が中小企業問題を産業構造上の問題として取上げ，また大

企業自からが、直接中小企業を問題として取上げねばならなくなったという意味では、中小企業問題の所在やそれに対する関心の側面が著しくかわってきたといえる。そこで焦点をこの点にしぼってみる必要がある。

先づこれを大企業側の関心という点からいえば、たとえば昭和31—2年にかけて大企業の経済団体である関西経済連合会や関西経済同友会はともに中小企業特別委員会を結成して「大企業と中小企業の関係のあり方」(関経連)「中小企業における生産性向上」「中小企業における社会的緊張」(経済同友会)等を問題として取上げている。関経連のねらいは、格差利用の成長方式から格差縮少の成長方式へと転換してゆくためには、浮動的な下請利用から、系列的恒常的な協力関係の確立が必要であり、それをいかにして実現してゆくかということを考究するにあったといえる。この点については昭和34年に大阪工業会が実施した「下請協力の在り方」の研究においてさらに具体的な掘り下げが行われ、引続いて系列化問題の具体的研究がその後もなされている。これに対して系列化による関連下請部門の再編にはおのづから限界があるから、広く適正規模化して中堅企業の育成をはかりながら、中小企業全般としての生産性向上をはかる必要があるという観点から問題を取上げたのが同友会の前記研究の一つである。そして系列化のもつ階層分化の諸作用や、小零細層の窮乏化からくる社会不安に対する懸念と、当時「団体法」の制定をめぐる、反独占的な中小企業者の政治的動きが活発とたったことに無気味なものを感じた財界は「生産性向上問題」と同時に「社会的緊張」の問題をも取上げざるをえなかったといえる。この意味で前記同友会の研究は注目される。しかし中小企業者の性格からいって、それが第三勢力として大きく結集しうるほどの力をもちえなかったのは当然であるし、他方ではその頃から日本経済が、高度成長期に入ったため階層分化等による社会的緊張の問題は表面化しなかった。また、昭和30年に発足した日本生産性本部は、生産性向上運動の目標を中小企業、ことに中堅企業層のそれにおいて、数多くの海外視察チームをアメ

リカ中心に派遣し、中小企業の成長を助けたが、このような運動は中小企業者の関心を政治問題からそらして、経営問題に集中せしめるうえで大きい効果をもつこととなった。

これらの動きは、技術革新の受入れに伴って、大企業自からが、関連諸部門の中小企業との間に存在している技術経営面における断層を埋めることを考慮せざるをえなくなったことを物語るものであるが、政府もこの点を重視して、それを中小企業政策の重要な柱とする方向に向いはじめた。政府は昭和32年頃の経済白書から中小企業問題を大きく取上げはじめているが、昭和34年には、「長期展望計画」(20年計画)に中小企業問題を取上げ、さらに昭和35年に作成された「国民所得倍増計画」においては二重構造の是正、格差解消をねらいとする中小企業政策を打出すに至っている。そしてそこで打出された中堅企業育成の思想は、昭和38年に制定された中小企業の憲法ともいえるべき「中小企業基本法」のなかに結実していった。即ちそこでは中小企業の規模範囲の上限拡大と、中堅企業育成のための投資育成会社の設立等が規定されたほか、産業高度化、国際競争力強化政策の一環として、中小企業の近代化政策が強力に推進されることとなった。このような方向づけに大きい役割を果たしたものとして、通産省の産業構造調査会(現産業構造審議会)の存在は見のがしえないものがあるが、さらにそれは今後大企業を中心とする新産業体制づくりに即応する中小企業の再編にも重要な役割を果たすこととなろう。

このようにして中小企業政策は、従来の不況時の対策、救済政策としての金融政策中心の考え方から、構造政策へと転換していくこととなった。時たまたま高度成長政策の進展期であったため、この政策は或る程度成功したかにみえた。しかし高度成長政策が封鎖体制のもとにおける特殊のメカニズムによって支えられ推進されたものであっただけに、内部には幾多の矛盾を内包することともなった。ことに中小企業政策が産業構造上の問題として国の経済政策の一環として取上げられるようになったとしても、

それは大企業を中心とする産業構造高度化方向にマッチした編成替えという点に重点がおかれているというのが政策の本質であるから、開放体制への全面的移行に即応する独占強化の産業体制づくりによって中小企業は苛藉のない再編整理をうけることとなる。その再編整理が高度成長の落し子である過剰生産の調整期と重なったために、中小企業の苦悩は一層深刻なものとならざるをえない。この点については現段階における問題点として次項でのべる。

### 3. 現段階における問題点—特に中小企業の再編と関連して—

中小企業をとりまく諸環境の変化は総じて大規模生産の方向を可能とする条件を強める性質のものであった。高度成長に続く構造的不況下での経済調整時においては中小企業はますます限界生産者の地位においやられる傾向が強まった。特に大企業と中小企業が競争的に存立している分野や大企業の代替品が存在する分野、或は量産化可能となった分野ではそれが著しい。しかも大企業の分野拡大は系列支配の強化を通じても行われているわけであるが、貿易の自由化に引続く、資本取引の自由化に即応する産業体制づくりの方向からみて、系列企業の再編整理のきびしさは勿論のこと、高度成長下で育成されたかに見える中堅企業の地位も決して安定的なものとはいえないものとなってきた。しかも労働力基盤における大きい変化は、中小企業の存立条件を大きくかえ、階層分化をうながす方向に働きつつある。そこで現段階における問題点として、中小企業再編の方向を中心に問題点を展望してみよう。

#### (1) 大企業の進出による分野の縮小

たえず需要が拡大されていった高度成長過程では、中小企業分野の相対的縮小があっても量的には著しい拡大があったし、また大企業の進出による分野縮小があっても業種転換によって新しい分野を拡大することもできた。しかし一度需要の拡大がとまると大企業自体の中小企業分野への進出

が一層はげしくなるうゑに、中小企業相互の競争も一層きびしくなる。とくに大企業と中小企業が競争的に存在している分野では、それが著しい。こういった分野では、中小企業は下請に転落し、或は限定された需要部門に活路を見出すという方向にむかわざるをえない。愛知県経済研究所の調査では毛織業界や時計業、さらに合板業界においてこのような傾向が顕著に出ており、大企業の優位性はコスト面だけでなく、製品の差別化、販売力においても発揮されている。また従来中小企業分野であった部門へ大企業が進出してきた例としては、プラスチック成型品、タイル・モザイク、縫製部門等数多くみられるが、さらに中小企業製品であった鉄製刷子が大企業製品のアルミ刷子にとってかわられる等、代替品出現による中小企業分野の縮小もみられる。しかも大企業の中小企業分野への進出は、直接的な進出以外に下請系列支配を通じて広汎に行われているわけであり、またそれによる中小企業の再編整理が進行しつつあるところに現段階での大きい問題がある。

## (2) 系列再編と下請の統合整理

高度成長時における中小企業の発展の代表的形態であった系列企業も、開放体制への全面的移行の過程で生じた構造的な不況と関連して、さらに新しい局面の問題に当面せざるをえなくなった。それは大企業を中心としてとられつつある産業再編、不況克服策が企業の集中、合併、老朽部門の切りすて、或はカルテル統制の一層の強化を伴ったものであったからである。従って元方大企業の合同やグループ化が進展しつつある部門では、個別元方毎に形成されてきた系列の再編が必至となってきた。最近の自動車部品メーカーにおける中核的企業の合併はその典型的な例である。それにもなつて、それらの下請の再編、弱小下請の整理統合が進展する。系列企業の窓口一本化という方向での再編などはその一例である。大企業が競争的企業を合併することによって生ずる被合併企業の関連下請部門の整理にはさらにきびしいものがある。



もともと系列化は、元方大企業が自己の生産、販売体制を維持、拡大してゆく必要上、浮動的下請利用から恒常的組織的な下請利用に転ぜざるをえなくなったため生れたもので、技術、経営面における元方企業と下請との格差縮小や製品の販路確保、独占価格維持等、各種のねらいをもっている。その限りにおいて大企業との有機的なつながりの強まりと経営の一応の安定性をうることができたが、市場の面でも生産技術の面でも元方企業に完全に隷属することとなる。従ってなかには独立専門メーカーへの展開をとげたものもあるが、多くは経営の自主性を喪失し本来の下請と本質的に性格が変わったわけではなかった。そしてそれが古い生産機構にのっかって系列支配であるということと、系列のもつ排他的、封鎖的性格から、技術進歩にも一定の限界があるということが、たえず問題となってきた。従って正常な社会的分業による有機的な結びつきへの進展が、たえずのぞまれてきたわけであるが、そのような自主性をもった中小企業の成長は独占強化の構造政策のもとではのぞみえないし、折角育ちかけた中堅的独立企業ですら再び転落する可能性が強まってきている。

### (3) 中堅企業の不安定性

国民所得倍増計画のなかでとらえた格差縮小の結節点としての中堅企業育成の考え方は、幾多の条件つきで打出されたものであった。即ち国の財政金融諸機構のうちで、大企業と中小企業は均等な発展の機会が与えられ、大企業との取引においては対等な条件が保証されねばならないことや、転業や労働力の流動性をたかめるための十分な政策がとられ、かつまた下から足をひっぱる小零細層の再生産を防止するための社会保障の十分な下支えを必要とするなどがそれである。

しかし現実には、このような条件がみたされることなく、中堅企業育成政策がとられたために、結果的には、中堅企業は系列的諸企業における協力企業的性格をもつ層から育っていったものが多かった。また高度成長過程では、需要の伸びが大きかったため、一般機械部門や共通部品のほか、

縫製品、食料品、雑貨などの消費財部門においても独立専門メーカーとして中堅的企業へと発展していったものも数多くみられた。しかし再編過程にはいつてからは、企業の合同等によって前者では系列再編のあほりをうけて転落するものも生れているし、後者でも、大企業の進出等によって分解しつつあるものもある。

一般に、中堅企業への成長は、急激な需要の拡大によって量産規模での生産が可能となったことによってもたらされたものが多かっただけに、成長要因のなかに不安定要因があったわけである。景気後退に伴う需要減のほか、量産可能な分野では、大企業の進出による攻勢も強まってきている。労働集約的な商品で多角経営化して成長した独立的企業は大企業進出のおそれはないが、景気停滞以降一層多品種化して需要減をおぎなわねばならなくなったため、新たに参入してくる小規模メーカーをも交えての競争はげしくなっており、その地位は必ずしも安定していない。これに対して伝統産業や地方産業のトップクラスでは安定した市場を確保しているものも多いが、発展性には乏しい。従って中堅企業の地位は必ずしも安定するまでにはいたっていないが、伝統産業のほか独自の製品開発や専門化、或は多角経営化しながら専門独立メーカーとして存立しうるようになったものも生れてきていることは事実である。中村秀一郎氏「中堅企業論、(東洋経経済社39年)は大企業に近い層を、国民金融公庫「成長企業の記録」(40年)は中小企業上位層を中心にとりあげているが、中村氏の「中堅企業——ケース・スタディ」と共に数少い文献中注目すべきものである。しかし現実には中村氏がいうような安定した層として中堅企業を規定しえないのが実情である。投資育成会社の育成対象となった企業は優秀な中堅クラスの企業である筈だが、40年度における対象企業の営業成績は必ずしも良好ではなく、特に政府の援助をえている中堅層でも安定的発展を充分約束されているとはいえないようである。

中堅企業の健全な発展が民主的な経済にとって不可欠であり、また格差

縮小の見地からも重要な意味をもつとすれば、その育成には充分意をそそぐ必要がある。ところがこの層が成長して法制的に中小企業の枠を抜けた瞬間から中小企業としての特典がうけられなくなる。ために中小企業の枠内に止まろうとするものもある。中堅企業といわれる層を規模的に定めることは困難かも知れないが、独占、非独占の大企業がもつ特権からは程遠く、また幾多の恩典をもつ中小企業の特典もなく、両面から狭撃をうけるというのでは中堅企業育成政策も十分な成果をあげえないであろう。政策上の盲点や死角をなくするということが考慮されねばならない。日本生産性本部を中心として、中堅企業研究会がもたれていることは、この意味で注目されてよい。

#### (4) 協業化と企業合同

きびしい外的環境に業者自からが対処しながら大企業の圧力に抗し、或はそれを緩和すると共に、生産、流通の特定段階に経済共同事業をとり入れて、大規模経済の利益を享受しようというのが、中小企業組織化のねらいである。しかし小生産者、消費者原理に立脚し、人的要素を重視する協同組合が、高度に発展した資本主義社会においてどの程度有効に機能するかについては多くの問題がある。また対抗カルテル的性格をも併せもつ商工組合の統制も強まりゆく独占支配と大企業のカルテル統制の前に無力化されざるをえない。問題の本質はむしろ大企業側のカルテル強化にある。しかも協同組合にしる、商工組合にしる、小零細層を固定化し、適正規模化による合理化への途を阻む作用をすらもっている。このような事情にあるため、協業化法人或は企業合同への一つのステップとして企業間の協力形態としての協業化という方向が打出されてきた。しかし協業化の具体的内容ということになれば必ずしも明確ではなく、従来の中小企業の共同事業から共同出資による別会社の設立など広汎なものが含まれている。また中小企業が地域企業集団として存立しているという特色を生かして、企業の合理化と同時に、地域の工業化、大都市再開発と分散受入れの手段

としてとられつつある集団化をも協業化に含めて呼ばれている場合すらある。余りに細分化されすぎた社会的分業の故に個別企業の枠内では処理しえない合理化方向として試みられる共通業務や事業を別個の企業体やグループ組織に集約して経済的合理性を追求できる組織をつくるということは極めて重要なことである。そのためには協業化法人的なものをもつということも必要であるが、それは性質からいえば、別会社の設立や企業の合同や提携であるわけである。協同組合としての税法上の恩典を享受しながら、株式会社のもつ経済合理性追求の機能を果たさしめるというのが協業化法人のねらいとなっているようである。しかし巨大企業から数人の小企業まで同じ株式会社の規定によって運営せしめようとしている現行商法にも問題があるということからいえば、此等の点についての検討を行った後協業化法人についての当否を判定する必要があるであろう。

しかし協業化にしる組織化にしる、法律で規定される組織ばかりにこだわるのではなく、相互の知識経験を共通の財産として、そのつみ重ねのうえにたってたえず前進していける自主的な組織の展開がのぞまれる。共同の販売条件の改善、新製品の開発等販売面での競争力をたかめるための中小企業のグループ化傾向が強まっていることは注目されてよい。業界や地域団体として、さらには同一生産品や部品を中心として共通の利害関係をもつグループが社会的分業を合理的にし、社会的総原価を軽減してゆくことをねらいとして行う協業化組織であれば、それはどのような形態であっても差支えないであろう。しかし如何なる場合においても個別企業がそれ自身として技術進歩をうけ入れうるにただけの企業規模単位へと上昇することをさまなげるような組織活動は排除されねばならない。

中小企業の組織化について論じたものは多いが、新しい組織としての協業化や企業合同については、それを促進する要因と制約する要因とが働きあって、現実にそれほど進展していないだけに、研究成果も乏しい。今後このこされた課題であるといえるが、その内容の不明確さにもかかわらず

協業化という言葉の魅力のためか、あたかもそれが中小企業政策の万能薬であるかのように乱用されているきらいがある。政府の公文書や中小企業白書にも極めて効能のたかい新薬の如き取扱い方がされている。まず言葉の概念なり意味づけを明らかにし、内容を明確にするということからはじめねばならないであろう。(注)

#### (5) 零細層問題

高度成長過程を通じておこった労働力基盤、ならびに労働力需給における基本的な変化は、中小企業の存立条件を大きくゆり動かすこととなった。それは労働力不足、賃金上昇は、低賃金に依存してきた小零細層の存立をゆるさなくなる筈であるからである。しかし現実はずしもそうではなかった。それは労働力不足といっても、その不足は若年労働者、新しい技能への適応性をもった労働者不足に集中して現われており、中高年層の過剰化は解消しておらず、それが、小零細層の残存再生を支える一つの基盤ともなっているからである。また家族労働力や中高年令層乃至は婦女子の労働力に依拠して存立している小零細層は需要構造の変化によってもその存立基盤が失われるはずであるが、ここでも現実はずしもそうではない。賃金上昇にともなって中小企業のうちには、此等零細層を下請として利用する傾向が増えており、零細層を残存せしめ、再生産し、固定化する条件は容易になくならない。輸出部門においては、後進国の工業化にともなって此等の層の存立条件は急速に失われてゆくかも知れないが、内需部門や流通・サービス部門においては小零細層の存立基盤は依然として根強く残存している。しかも構造変動、賃金上昇によって中小企業層から転落してくる零細層もあるから、労働力不足、賃金上昇は中小企業の階層分化をうながすという方向で強く作用することとなる。しかも此等の層が数において圧倒的に多く、他方では農村人口が急激に減少していることからいって、それにかわる有力な票田として零細層が保守、革新の両陣営から票田開拓のためにねらわれている。ために脱零細政策、中小企業の近代化が

強く要求されながら、他方では小零細層の保護温存政策がとられるという矛盾した事態も生じている。基本的には家内労働法と社会保障の下支えによって、その再生を防止しながら近代的雇用、近代的産業として吸収するという方策がとられねばならない。そうでなければ中小企業の近代化は容易に実現されえないであろう。

#### 4. 中小企業政策のバックボーンは何か？

中小企業が当面している問題は以上にとどまらないが、どの問題一つをとってみても、中小企業行政の枠内で対処していける部分は限られている。中小企業問題が対独占体との関係において発生してくる問題であるということからいえば、基本的な解決は国の経済政策そのもののなかで、中小企業に大企業と均等な発展の機会、対等な取引条件、自由公正な競争の場が保証されるということが先決問題となるであろう。きめ細かい中小企業行政が行われているという点では、日本はおそらく世界でもその例をみないところであろうが、国の経済政策を貫く太い線が、経済発展の起動力は大企業であり、その一層の強化を通じて産業高度化をはかり、国際競争力を強化することにおかれているため、中小企業政策もその線にマッチする面のみが積極化され、強化され、その他の問題については、必要悪を最小限に喰いとめ、或はその表面化を防止するという程度の考慮しか払われないこととなる。

中小企業の憲法といわれる「中小企業基本法」には政策の柱として二つが掲げられている。その一は「高度化政策」であり、他は「事業活動の不利の是正」であるが、現実の政策においては前者のみが強化されてゆき、後者については消極的な対処がなされているに過ぎない。中小企業政策がきめ細かく行われるということも必要なことではあるが、政策の基本線が何処におかれるかということが、本質的に重要な問題である。産業構造上

の問題として中小企業政策が考慮されるようになったということは、大きい進歩であるが、それが常に生産力視点からのみ問題とされ、重化学工業化のための産業体制づくりという点からのみ中小企業政策が考慮されているところに根本の問題がある。ために自由化の進展にともなって、独占強化の政策がとられながら、他方中小企業については、自衛的な措置としてとられているカルテルが、合理化、近代化をさぼり物価上昇の原因であるとして取り締り強化の対象となるというようなことが行われることとなる。大企業に対しては独禁法はますます緩和されてゆくばかりでなく、集中合併に対する強力な挺入れがなされているのに対して、中小企業のわずかばかりの独禁法除外の適用を廃し、そこでは自由経済の競争原理を要求するというようなことが行われたのでは、中小企業の整理倒産が大巾に進行するのは当然である。封鎖体制のなかでできあがった産業構造を維持強化するというのではなく、開放体制への即応という見地から日本の産業構造を再検討し、民主的な経済の運営原則に従った産業秩序の維持を前提とした構造政策のなかで、中小企業政策の方向づけを行うということが必要となるであろう。中小企業政策のバック・ボーンを何処におくかという点について真剣な検討がなされねばならない時期にきているといえる。

(注) 政府では協業化は高度の協同化をさし、形態としては協同組合、企業組合、会社組織等如何なるものであっても差支えないとしている。それが協同化と相違する点は協同化した事業については参加者が全面的にそれに依存するという点である。しかし別会社を共同出資して設立するとか合同するとかいう場合を除いて協同事業に全面的に依存してやってゆける協業化組織を結成しうる条件のある業種は可成り限定されることとなるであろう。事実今日まで協業化して成功していると思われる業種は消費に密着した諸部門の小零細層が多い。